## 徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の 一部を改正する規則案の概要

1 給料の調整額の算定の基礎となる調整基本額を次のとおり改めることとした。

旧

調整基本額表

職務	の級	調整基本額
1	級	5,900円
2	級	6,500円
3	級	8, 500円
4	級	9,600円
5	級	10,900円

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する 規則別表第一の給料表の職務の級を示す。 新

調整基本額表

職務の級		調整基本額
1	級	5,900円
2	級	6,500円
3	級	8, 400円
4	級	9,600円
5	級	10,900円

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する 規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

## 2 その他

この規則は、平成22年12月1日から施行することとした。

大能労務職員の給与に関する規則の一部が改正されることに伴い、本県教育委員会の採用に 「大能労務職員の給与に関する規則の一部が改正されることに伴い、本県教育委員会の採用に 「大能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 「三十一年徳島県条例第六号) 「大能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 「三十一年徳島県条例第六号) 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県 「大能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県
---

を 次 委 員 年の員会 よ会 うの則 島月に採第 定用 め 12 る係号 る 技 能 員 の 与 だ る 規 の

徳 県 教 育 委 日

員 会

숲 の 採 用 12 係委員 る 技 長 能労務 佐 職 員 の藤 給 与 関 す る 規 の 部

2 教 育 育 委 表委員る育 員 会 会の則員 規 採 則用 57 第 に 0 十係 ○ 号 る の能 労 部 次 員 の 与 にに 正 す する る規 和

表 の は則 中 00  $\mathbb{H}$ 0

四

日

			その		その	別 表
	職務の級	調整基本額	$\frac{0}{2}$		の 1	(第
	.1 級	(略)	調		適	(第二条関係)
	2 級	(略)	調整基本額表	(略)	適用区分表	係)
	3 級	8,400円	平額		万 表	
•	4 級	(略)	7 衣			
	5 級	(略)				
			そ		その	別表
·	職務の級	調整基本額	$\begin{bmatrix} \mathcal{O} \\ 2 \end{bmatrix}$		の 1	( 第
	1 級	(略)	調調		適	(第二条関係)
	2 級	(略)	基基	(略)	適用区分表	係)
	3 級	8,500円	御事		分 表	
	3 級 4 級	<u>8,500円</u> (略)	調整基本額表		<b>ガ</b> 表	٠. أ
			一 物 表		表	
	4 級 5 級	(略)	- 箱表		分表	